

船橋市公民館における電子情報処理組織の使用登録等に関する要綱

船橋市公民館の電子情報処理組織の使用登録に関する要綱（平成19年1月15日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、船橋市公民館条例施行規則（昭和49年船橋市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第5条の2第2項及び第3項の規定に基づき、船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年船橋市条例第3号。以下「条例」という。）第3条第1項に規定する電子情報処理組織である船橋市生涯学習施設予約管理システム（以下「予約システム」という。）の船橋市公民館における予約システムの使用登録及び予約システムを使用した申請の許可書の様式について定める。

（団体の登録）

第2条 予約システムを使用する者として登録することができる者は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する目的の趣旨を活動目的とする構成員2人以上の団体とする。

2 同法第23条第1項及び第2項に規定する行為を活動目的とする次の各号に該当する団体は、各号に規定する条件を付して登録することができるものとする。

- (1) 企業等営利団体は、団体内の研修、会議及び福利厚生を目的として公民館を使用する場合に限る。ただし、企業等営利団体のうち、特に社会教育を目的とする営利団体が、その活動成果の発表を目的として公民館を使用する場合は、年1回の使用に限る。
- (2) 宗教団体は、団体内の研修、会議及び福利厚生に公民館を使用する場合に限る。
- (3) 政党又は政治団体は、団体内の研修、会議、政党報告会、及び集会室の定員を超えない公共的な教育活動で公民館を使用する場合に限る。

（登録の手続）

第3条 登録をしようとする者は、予約システム使用登録申請書(第1号様式)を主に使用する公民館の館長又は主に使用する公民館を特定できない場合は中央公民館長（以下これを「館長」という。）に提出するものとする。

2 館長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、適当と認めるときは、登録証（第2号様式）を交付する。

（登録の有効期間）

第4条 登録の有効期間は、原則として登録の日から起算して2年が経過する日の翌日までとする。ただし、船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準第2条に規定する船橋市社会教育関係団体（以下「社会教育関係団体」という。）は、同基準第11条に規定する登録期間とし、船橋市公民館使用料の減免に関する要綱第2条に規定する公共的団体、福祉団体及び障害者福祉団体（以下これらを「公共的団体等」という。）は、同要綱第6条に規

定する登録期間とする。

(登録の更新)

第5条 登録証の交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録の更新を行うときは、予約システム使用登録更新等申請書（第3号様式。以下「更新等申請書」という。）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、新たに登録証を交付する。

3 登録の更新の申請は、登録の有効期間満了日の1月前から行うことができる。

4 登録の有効期間満了後に登録の更新の申請があったときは、社会教育関係団体及び公共的団体等を除き、登録の更新の申請日から起算して2年が経過する日の翌日までを新たな登録の有効期間とする。登録の更新の申請が登録期間満了日から起算して2年以上を経過している場合は、新たな登録の申請として取り扱うものとする。

(登録の変更又は削除)

第6条 登録団体は、登録の内容に変更があったとき又は登録の必要がなくなったときは、速やかに更新等申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、新たに登録証を交付し、又は登録を削除する。

(登録の取消し)

第7条 館長は、登録団体が偽りその他不正な手段により登録を受けたと認めるとき又は引き続き登録することが適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(登録証の再交付)

第8条 登録団体は、登録証を紛失し又はき損したときは、館長に再交付を申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、更新等申請書を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対して新しい登録証を交付するものとする。

(許可書の様式)

第9条 規則第5条の2第3項に規定する許可書の様式は、公民館使用許可書（第4号様式）とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

公民館長あて

予約システム使用登録申請書

利用者番号

下記のとおり、船橋市生涯学習施設予約管理システムの使用登録を申請します。

パスワード			
団体名	フリガナ		
代表者	フリガナ	電話 携帯	
団体所在地			
連絡者	フリガナ	電話	
利用目的			
発足日	年 月 日	団体構成	

第2号様式

登録証

年 月 日

利用者番号			利用者区分	
施設グループ			主催者区分	
個人・団体登録者に関する情報	個人・団体名			
	フリガナ			
	代表者			
	住所			
	電話番号1		電話番号2	
	生年月日 (発足年月日)			
連絡先	氏名			
	電話番号			
団体情報	フリガナ			
	漢字名			
	住所			
	電話番号1		電話番号2	
有効期限			主利用目的	
備考				

上記のとおり船橋市生涯学習施設予約管理システムを使用する利用者として登録しました。

船橋市 公民館長

第3号様式

年 月 日

公民館長あて

予約システム使用登録更新等申請書

下記のとおり、船橋市生涯学習施設予約管理システムの使用登録の更新・変更・削除・登録証の再交付を申請します。

利用者番号		
パスワード		
団体名	フリガナ	
旧団体名		
代表者	フリガナ	電話
		携帯
団体所在地	郵便番号	
連絡者	フリガナ	電話
団体構成		
登録削除理由		
その他 (会費等)		

第 4 号様式

公民館使用許可書

年 月 日

船橋市 公民館長

公民館の使用の可否について、次のとおり決定したので通知します。

1. 許可します。

催し物名				利用目的		
使用日	開始	終了	施設名	人数	基本料金 (円)	
				小計		
2. 許可しません。				施設 (円)	基本料金 (円)	
					施設料金合計	
				設備 (円)	基本料金	
					設備料金合計	
合計 (円)	施設設備合計					